

就学援助費制度のご案内

この制度は、小中学校に就学するお子様のいるご家庭で、経済的理由により教育費の支払いにお困りの保護者に対して、学用品費、修学旅行費、PTA会費などの一部を援助し負担を軽減する制度です。

【対象者】

智頭小中学校及び国立鳥取大学附属小中学校に通う児童生徒とその保護者

【該当項目】

- (1)生活保護の認定を受けている方 ←福祉事務所と連携するため、申請不要
- (2)生活保護が停止または廃止となった方
- (3)市町村民税非課税となっている世帯
- (4)市町村民税の減免を受けている世帯
- (5)個人の事業税の減免を受けている方
- (6)固定資産税の減免を受けている方
- (7)国民年金の保険料の減免を受けている方
- (8)国民年金保険料の減免または徴収の猶予を受けている方
- (9)児童扶養手当の支給を受けている方 ←児童手当とは異なります。
- (10)生活福祉資金貸付等補助金による貸付を受けている方
- (11) (1)~(10)に該当しないが低所得のため援助が必要な方
- (12)その他特別な事情によりお困りの方



【提出書類】

就学援助費認定申請書兼世帯票

【提出先・お問い合わせ先】

智頭小中学校に通う児童生徒・・・→智頭町教育委員会または智頭町内各小中学校

国立鳥取大学附属小中学校に通う児童生徒・・・→智頭町教育委員会